最終更新日：2021年12月23日

日東化工株式会社
取締役社長 坂下 尚彦
問合せ先：取締役管理部所管 楫野 卓也
証券コード：5104
http://www.nitto-kk.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社の経営の基本方針に則り、経営課題を達成してゆくためには、組織の効率的運営に努めるとともに、株主、顧客および従業員との信頼関係を築くことが不可欠であり、そのベースとなるコーポレートガバナンスの充実は、経営上最も重要な施策の一つと位置付けております。コーポレートガバナンスを効率的かつ確実に実現するため、経営の「効率性・健全性・透明性」の確保、充実に向けた諸施策に継続的に取り組んでいくことをコーポレートガバナンスの基本としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

2021年６月の改訂後のコードに基づき記載しています。

【補充原則1-2-4】議決権行使プラットフォーム利用、招集通知の英訳
当社は当社の株主構成における海外投資家比率は１％以下と低く、現状では議決権電子行使プラットフォームの利用及び、招集通知の英訳はしておりません。今後、海外投資家が相当数を超えるなどの状況に応じて、対応を考えていきます。

【補充原則2-4-1】中核人材の登用等における多様性の確保
当社は、中核人材の登用等における多様性の確保について、性別・国籍や採用経路では選別しておらず、能力、業務実績等を総合的に評価し、適正の認められるものを管理職に登用しており、また、その重要性を認識しております。
今後、多様性の確保に向けた測定可能な目標設定、中長期的な人材育成方針及び社内環境整備方針についても検討してまいります。

【補充原則3-1-2】英語での情報開示・提供
英語での情報の開示・提供につきましては、提出日現在における海外投資家の比率はまだ低く、必要性や業務効率・費用面も踏まえて考慮した結果、実施していません。
今後、その比率等の上昇を勘案し、検討を進めていきます。

【補充原則3-1-3】サステナビリティについての取組み等
当社では、品質確保、環境保全は企業に課せられた使命と認識し、これを事業活動の重要な柱として捉え、継続的な改善を進めています。当社は「マネジメントシステムを運用することで常にお客様と社会の信頼が得られる良質な商品の提供を通じて社会の繁栄に貢献する」を品質方針とし、毎年の品質活動計画を作成しています。また、地球環境との調和及び地域社会との共生を大切にし、自然環境にやさしい工場運営を推進すると共に、お客様と社会の信頼が得られる商品とサービスを提供することを環境方針としており、これらを実現するための具体的な方策は以下のとおりです。
(1) 環境負荷低減に向けた事業活動を進める。
(2) 環境管理活動 (環境マネジメントシステム) を行い、継続的に改善する。
(3) 環境に関わる法規制及び協定等を遵守する。
(4) 省エネルギー・廃棄物等の削減の為、目標を設定・遂行し、定期的に見直す。
(5) 環境方針を当社で働く人又は当社の為に働くすべての人に周知し、環境意識を高める。
(6) 環境方針は公開する。
また、今後において、人的資本や知的財産への投資等についても、自社の経営戦略・経営課題との整合性を意識しつつ、これらをはじめとする経営資源の配分や、事業ポートフォリオに関する戦略の実行が、企業の持続的な成長に資するよう、分かりやすく具体的に情報を開示・提供できるよう取り組んでまいります。

【補充原則4-1-3】最高経営責任者等の後継者の計画
当社は、最高責任者である取締役社長の後継者の計画を現時点では明確に定めておりません。人格・見識・実績等を勘案して適当と認められるものの中から選定することとしております。
また、最高経営責任者等の後継者計画についての監督を行う体制につきましては引き続き検討を行っていきます。

【補充原則4-2-1】業績連動報酬、株式報酬の適切な割合設定
当社は自社株報酬など中長期的な業績と連動する役員報酬制度は導入しておりませんが、中長期的な業績と連動する報酬制度としての自社株報酬の導入を含め、今後の検討課題と認識しております。

【原則4-7】独立社外取締役の役割・責務
【原則4-8】独立社外取締役の有効な活用
【補充原則4-8-1】独立社外取締役の情報交換・認識共有
【補充原則4-8-2】独立社外取締役の経営陣・監査役との連携
【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
当社は、現在、独立社外取締役を選任しておりませんが、経営への助言や監督を強化するための社外取締役の有効性を認識しており、社外取締役として２名を選任しております。

当社の社外取締役2名は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、取締役会において、社外取締役として客観的かつ公正な立場で経営上の助言及び指摘や監督を行うことなどの職務を適切に遂行できるものと判断しており、現時点において、当該社外取締役2名を以て独立社外取締役の有効な活用という観点においては、充足しているものと考えております。今後、当社を取り巻く環境がさらに変化した場合には、独立社外取締役の選任の必要性について検討していきます。

【補充原則4-10-1】任意の諮問委員会の設置
当社は、指名・報酬等に係る諮問委員会を設置しておりませんが、取締役会等を通じ、指名・報酬などの特に重要な事項について、必要に応じ社外取締役から適切な関与・助言を得ております。なお、諮問委員会の設置は今後の検討課題としてまいります。

【原則4-11】取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件
当社の取締役会は、各事業あるいは会社業務に精通し、その知識・経験・能力を十分に有する者で構成されており、取締役会としての役割・責務を実効的に果たすための適正規模で構成していると認識しております。また、監査役には、適切な経験・能力を有している者ならびに税理士がおり財務・会計に関する十分な知見を有しております。
また、ジェンダーや国際性、職歴、年齢の面を含む多様性については、適正規模を考慮したうえで、今後検討してまいります。

【補充原則4-11-1】取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方
当社取締役会は、各事業あるいは会社業務に精通し、その知識・経験・能力を十分に有する取締役ならびに高い識見と幅広い視点による経営に対する助言と監督が期待できる社外取締役で構成されており、取締役会のバランスと多様性を確保することを基本的な考え方としています。
なお、スキル・マトリックスをはじめとした取締役の有するスキル等の組み合わせの開示については、今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】政策保有株式
(1)政策保有に関する方針
当社は、営業上の取引関係や連携関係の維持・強化等、その保有意義が認められる場合において、政策保有株式を保有します。この政策保有株式については、保有の合理性について取締役会で定期的に検証し、保有意義が認められないと判断された株式については縮減を進めてまいります。
(2)政策保有株式に係わる検証
政策保有する上場株式については、定期的にその保有目的、その他考慮すべき事情等を総合的に判断した上で保有の適否を検証しております。
なお、2018年12月開催の当社取締役会における検証の結果、1銘柄削減することを決定し、売却致しました。
(3)議決権行使に関する基準
政策保有株式に係る議決権行使に当たっては、投資先企業の経営方針、戦略等を尊重した上で、中長期的な視点から当社及び投資先企業の企業価値の向上に資すると認められるか否かの観点から判断しておこないます。

【原則1-7】関連当事者間の取引
当社は、役員や主要株主等との取引を行う場合、関係法令及び取締役会規則等の社内規定により、取締役会の承認を得ることとしており、また、承認決議後に行われた実際の取引内容についても取締役会で報告することにしております。

【原則2-6】企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮
当社は、現在、企業年金を運用していないため、アセットオーナーには該当しておりません。
なお、従業員の安定的な資産形成を目的として、企業型確定拠出年金制度を導入しております。

【原則3-1】情報開示の充実
(1)経営理念等、経営戦略、経営計画
当社、決算短信及び有価証券報告書をご覧ください。
(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書の「1．基本的な考え方」に記載の通りです。
(3)取締役等の報酬を決定するに当たっての方針と手続
当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、株主総会の決議(1992年6月26日)により、その基本が定められております。加えて、会社業績及び職責や成果を反映するとともに過去の支給実績等を総合的に勘案して決定しております。
(4)取締役等の選解任・指名を行うに当たっての方針と手続
当社は経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の選任を行うに当たっては、役割に応じた経営判断能力、経験、人柄等を検討し、取締役会決議にて選任しております。
また、解任については、職務執行に関する懈怠、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があると認められる場合または健康上の理由から職務の継続が困難となった場合、取締役会で決議することとしております。
(5) 経営陣幹部の個々の選解任・指名理由
上記(4)を踏まえて、取締役・監査役候補者の指名理由は招集通知に記載しております。

【補充原則4-1-1】経営陣に対する委任の範囲
当社では、取締役会で審議・決定する事項を取締役会規則に定めるとともに、法令・定款・取締役規則に従って取締役会を運営しております。これら以外にかかる業務執行については、代表取締役が決定するほか、社内規定に則り、担当役員に権限を委譲しております。

【補充原則4-11-2】役員が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況
当社は社外取締役及び社外監査役の兼任状況について、株主総会招集通知、有価証券報告書を通じて開示しております。

【補充原則4-11-3】取締役会全体の実効性の分析・評価
当社は、全ての取締役・監査役を対象に、取締役会の構成、運営等の項目についてアンケートによる実効性の評価・分析を実施しました。評価の結果については、当社の取締役会は概ね適切に機能しており、実効性は確保されていると評価しました。
なお、評価結果を踏まえ、取締役会での更なる議論の活性化・充実に向け、今後も必要な対応策を検討するとともに、更に実効性を向上させるべく努めてまいります。

【補充原則4-14-2】取締役・監査役のトレーニングの方針

当社は、取締役・監査役がその役割・責務を適切に果たせるよう、必要なトレーニングの機会及び費用の支援を継続的におこなっております。
新任取締役は期待される役割・責務を適切に果たすため、新任取締役向けの外部セミナーを受講し、その役割・責務に係る理解を深めることとし、また、全役員を対象としたコンプライアンス、リスク管理やインサイダー取引関連等の重要なガバナンスに関わる事項の講習会を開催し、さらに、社外講習会や交流会に参加する機会を提供し、役員に必要な知見向上や有用な情報収集などにも努めています。

【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針
当社は、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、株主・投資家の皆様のご理解とご支援が不可欠であると認識しております。そのため、適時適切かつ正確な情報を公平にご提供できるよう心がけ、長期的な信頼関係を構築していきたいと考えております。
IR活動に関しては、事務局を管理部と定め、関連部門と連携して適切な情報開示を行っております。今後は、株主、投資家向けにさらに自発的IR活動を取り進めていくことを検討してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社大阪ソーダ	1,200,000	31.25
愛知タイヤ工業株式会社	201,500	5.25
三菱ケミカル株式会社	190,900	4.97
日東化工取引先持株会	120,500	3.14
三菱UFJ信託銀行株式会社	95,000	2.47
鈴木　隆史	60,300	1.57
松井証券株式会社	41,800	1.09
平和株式会社	38,500	1.00
野口　弘	32,700	0.85
日東化工従業員持株会	30,538	0.80

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	ゴム製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
鳥井　宗朝	他の会社の出身者							△	△			
稲葉　芳久	他の会社の出身者								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鳥井　宗朝		社外取締役鳥井宗朝氏は、当社の主要株主である株式会社大阪ソーダの出身者であります。当社と株式会社大阪ソーダとの間には売上取引がありますが、その取引額は当社売上高の1%未満であります。	上場企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社においても有益なアドバイスを頂けるものと期待できることから、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

稲葉　芳久		社外取締役稲葉芳久氏は、当社の取引先である株式会社INBプランニングの代表取締役であります。当社と株式会社INBプランニングとの間には売上取引がありますが、その取引額は当社売上高の1%未満であります。	稲葉芳久氏は、化学会社の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社においても有益なアドバイスを頂けるものと期待できることから、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人及び監査室と積極的に意見及び情報交換を行うことにより緊密な連携を図っております。
また、当社は内部監査と内部統制部門は監査室により機能しており、監査役及び会計監査人と監査室が都度情報交換を実施することにより、共有すべき事項について相互に連携し、把握できるような関係にあります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大井　克之	他の会社の出身者							△			△			
森本　雄二	税理士							△						

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大井　克之		大井克之氏は、当社の主要取引先である三菱油化株式会社(現、三菱ケミカル株式会社)の出身者及び当社と売上取引のある三菱エンジニアリングプラスチックス株式会社の出身者であります。当社と三菱エンジニアリングプラスチックス株式会社との間には売上取引がありますが、その取引額は当社売上高の1％未満であります。	大井克之氏は、各分野における豊富な知識と経験を活かし、当社の業務執行に対し客観的かつ公正な立場で監査して頂けると判断しております。また、同氏は、当社の主要取引先である三菱油化株式会社(現、三菱ケミカル株式会社)の出身者でありますが、当社は三菱ケミカル株式会社からの事業上の制約はなく、独自に事業活動を行っていることから、特別な利害関係を生じさせる重要性はないと認識しております。
森本　雄二	○	森本雄二氏は、1995年12月まで当社の主要な取引先である三菱化学株式会社(現、三菱ケミカル株式会社)に使用人として在籍しておりました。	森本雄二氏は、過去に当社の主要な取引先である三菱化学株式会社(現、三菱ケミカル株式会社)に使用人として在籍しておりましたが、1995年12月に同社を退職しており、退職後、既に25年以上経過しております。また同氏は、三菱化学株式会社在籍時に、税理士資格を取得しており、退職後の1996年1月より、森本会計事務所として独立開業しており、それ以降は、三菱化学株式会社と関係はありません。また、同氏の選任は、三菱化学株式会社からの斡旋･紹介によるものではありません。以上の理由により、同氏は、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。また、同氏は税理士として、税務･会計に関する専門性の高い知見･識見を有しており、監査役として当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与していただけることが期待できると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

2021年3月期では、取締役に対するインセンティブ、役員賞与支給する利益レベルに至っていない。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2021年3月期に係る当社の取締役、監査役に対する役員報酬等
取締役 5名(支払人員) 23百万円
監査役 3名(支払人員) 11百万円
(注)
1．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．各取締役及び監査役の報酬等の額は株主総会で決議された報酬枠の範囲内です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、株主総会の決議(1992年6月26日)により取締役の報酬額は、月額10百万円以内としております(ただし、使用人兼務取締役の使用人給与等相当額を含んでおりません。)。また、株主総会の決議(1982年6月28日)により監査役の報酬額は、月額2百万円以内としております。

【社外取締役 (社外監査役) のサポート体制】

各取締役は、社外取締役及び社外監査役から職務の補助を求められた場合、各部門から社外取締役及び社外監査役の了承を得て人選のうえ、適任者を社外取締役及び社外監査役の指揮下で補助業務にあたらせております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社では、企業統治の体制として、取締役会、監査役会のほかに、週1回行う経営会議を設けています。経営会議は、常勤取締役、常勤監査役及び幹部社員で構成されており、各担当業務の遂行状況報告を行うことによりスピーディーな情報伝達に資するとともに、トップは必要な業務執行指示を行っております。また、重要案件の付議を適宜行っています。

・取締役、取締役会

取締役会は、取締役4名(取締役2名、社外取締役2名)で構成され、2ヶ月に1回以上開催し、重要案件を審議決定するとともに、重要な業務執行の報告を受け、同会の決定した経営方針や法令・定款などに反することなく、適切に遂行されているかを監督しております。当期の取締役会は9回開催され、監査役も出席しており、当事業年度(2020年4月1日～2021年3月31日)開催の取締役会における、個々の取締役の出席状況は次の通りです。

坂下尚彦氏　9回のうち9回に出席
楫野卓也氏　7回のうち7回(2020年6月19日就任後に開催された出席状況)
鳥井宗朝氏 2021年6月24日開催の定時株主総会にて就任いたしました。
稲葉芳久氏　9回のうち9回に出席

なお、当社の定款では取締役の定員を10名以内と定め、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任することとしております。

また、自己の株式の取得については、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

中間配当については、当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

なお、当社は、会社法第423条第1項に規定する社外取締役との間で、定款に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

・監査役、監査役会

監査役会は、監査役3名(監査役1名、社外監査役2名)で構成され、監査計画に基づき会社業務全般にわたり、取締役の業務執行の適法性、妥当性を監査しております。当期の監査役会は9回開催されております。常勤監査役は、経営会議等社内の重要会議への出席、全部長との個別面談、資料調査等を通じて、監査活動を行っております。

なお、当社は、会社法第423条第1項に規定する社外監査役との間で、定款に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

・経営会議

常勤取締役と常勤監査役及び幹部社員で構成される経営会議を原則として週1回開催し、各担当業務遂行状況報告を受け、必要に応じて協議のうえ業務執行指示を行い、取締役会には業務遂行状況の報告を行うとともに、重要案件の付議を行っております。

・コンプライアンス委員会
取締役社長と幹部社員で構成されるコンプライアンス委員会は、原則として年2回開催し当社のコンプライアンス規定に基づき、環境・安全・品質を含めた当社グループにおける確保、推進を図るとともに、その運用状況を定期的に確認しております。

・リスク管理委員会
取締役社長と全経営会議メンバーで構成されるリスク管理委員会は、原則として毎月開催し各部署並びに子会社が立案した保有リスクの対応策について審議を行うとともに、経営に係わる重大リスクや全社横断的なリスクについて把握を行い、その対応策について企画・立案を行っております。また、リスク対応策の進捗状況の確認、見直し等を行うとともに、重要なリスク対応策については、取締役会の承認を得ております。

・監査役監査の状況
当社における監査役会は監査役3名(監査役1名、社外監査役2名)で構成され、取締役会及び経営会議その他重要な会議への出席により経営の監視を行っております。
監査役は会計監査人及び監査室と積極的に意見及び情報交換を行うことにより緊密な連携を図っております。
また、各取締役は、監査役から職務の補助を求められた場合、各部門から監査役の了承を得て人選のうえ、適任者を監査役の指揮下で補助業務にあたらせております。

・内部監査の状況
当社は内部監査の充実を目的に監査室(3名(内兼務者2名))を設置しております。監査室は、事業活動の適法性、適正性を検証し、監査結果を取締役社長及び担当取締役等に報告し、改善すべき事項がある場合にはその指導も実施しております。なお監査室は、取締役社長直轄として機能しております。
また、当社は内部監査と内部統制部門は同一の監査室により機能しており、監査役及び会計監査人と監査室が都度情報交換を実施することにより、共有すべき事項について相互に連携し、把握できるような関係にあります。

・会計監査の状況
当社は会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく会計監査人にEY新日本有限責任監査法人を起用しております。監査法人及び当社監査に従事する監査法人の業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。
当事業年度において会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。
a.監査法人の名称
EY新日本有限責任監査法人
b.業務を執行した公認会計士
公認会計士 鈴木 達也　公認会計士 川端 孝祐
c.監査業務に係る補助者の構成
当社の会計監査業務にかかる補助者は、公認会計士 4名、その他 12名であります。
d.継続監査期間
44年間
上記継続監査期間は、当社において調査可能な範囲での期間であり、実際の継続監査期間は上記期間を超えている可能性があります。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

経営会議により週1回定期的に会合を行い、意思疎通を図り、必要な意思決定をスピーディに行うことにより、当社規模の組織の統治が効率的かつ効果的に行われていると評価しています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2021年3月期の定時株主総会の招集通知につきましては、法定日程より8日早めた6月2日に発送
集中日を回避した株主総会の設定	2021年3月期株主総会は、最集中日を回避し、6月24日に実施

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、その他開示事項をホームページに掲載	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理部	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「企業倫理憲章」「コンプライアンス行動規範」に規定
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	「環境管理委員会」において、環境関連事項の一元管理
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「コンプライアンス行動規範」に「社会に開かれた企業として、企業活動の透明性を保ち、適切な情報開示を行い、企業活動に対する社会の理解促進に努める」と定めております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備に関する基本方針としては次の通りであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社の定めた「企業倫理憲章」及び「コンプライアンス行動規範」を当社及び当社の子会社(以下「当社グループ」という)におけるコンプライアンスに関する基本規程とする。
取締役会が、取締役会規則その他関連規程に基づき、経営上の重要事項について意思決定を行うとともに、相互にその職務執行の監視･監督にあたる。監査役及び監査役会が「監査役監査基準」等に基づき、取締役会その他の重要会議への出席、各執行部門の個別業務監査等を通じて、取締役の業務執行について監査を行う。
財務報告の信頼性を確保するための内部統制体制を整備し、その適切な運用･管理にあたる。
取締役会は、コンプライアンス推進関連の諸規則、体制、啓発･教育プログラム、ホットライン運用･管理の適正性･有用性の見直しを定期的に行う。
当社のコンプライアンス諸規定に基づき、環境･安全･品質を含めた当社グループにおけるコンプライアンスの確保、推進を図るとともに、その運用状況を「コンプライアンス委員会」において定期的に確認する。また、当社「コンプライアンス･ホットライン」を活用し、遵守違反事項の早期発見と未然防止に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
法令及び定款、その他規則等に基づき、取締役会その他重要な会議の議事録、重要な稟議書、重要な契約書、その他取締役の職務の執行状況に係わる文書を保存･管理し、取締役及び監査役が求めたときはいつでも当該文書を閲覧に供する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
代表取締役が直轄する「リスク管理委員会」を設置する。リスク管理委員会は、各部署並びに子会社が立案した保有リスクの対応策について審議を行うとともに、経営に係わる重大リスクや全社横断的なリスクについて把握を行い、その対応策について企画･立案を行う。代表取締役は定期的にリスク管理委員会を開催し、リスク対応策の進捗状況の確認、見直し等を行うとともに、重要なリスク対応策については、取締役会の承認を得る。

(4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会を2ヶ月に1回以上開催し、重要事項の決定並びに各取締役の業務の執行状況の監督等を行う。常勤取締役及び常勤監査役その他で構成する経営会議を、原則として毎週開催し、経営課題の事前検討を行うことにより経営効率を向上させる。
代表取締役は経営会議の場において、出席メンバーからの業務執行状況及び問題点の報告･提議に対し、出席メンバーの意見も聴取のうえ、対処方針･方策についての決定を都度機動的に行う。

(5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制
代表取締役は、子会社における経営上の重要事項については、関係会社管理要領に基づき事前の承認を行う。代表取締役は経営会議の場において子会社の予算審議を行うとともに、年2回業務執行状況の報告を受ける。子会社の監査役には原則として当社の常勤監査役が兼務し、当社の監査役監査基準に基づき、取締役会その他の重要会議への出席、各執行部門の個別業務監査等を通じて、子会社取締役の業務執行について監査を行う。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上監査役を補助すべき使用人を指名することができる。
当該使用人は、監査役から指示された職務に関して、取締役及び上長等の指揮、命令を受けない。
当該使用人の人事異動、人事評価及び懲戒処分は監査役会の同意を得た上で行う。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する事項、報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
当社グループの取締役及び使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、次の事項を遅滞なく報告する。
1．当社グループの経営及び事業運営に著しい損害を与える、または与えるおそれのある重要事項
2．内部監査グループが行う内部監査の結果
3．内部通報制度による、またはその他の方法による内部通報の内容及び対処
上記にかかわらず、監査役は随時、当社グループの取締役及び使用人に対して報告または書類の提出を求め、また重要と判断する会議に出席することができる。

当社は監査役に上記の報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
「監査役会規定」及び「監査役監査規定」を定め、これらに基づく独立性を権限により、監査の実効性を確保する。
監査役は代表取締役、会計監査人と相互に意思疎通を図るため、定期的に意見交換を行う会合を開催する。
監査役は内部監査グループ及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら、監査を実施する。
当社は監査役の職務について、合理的に生ずる費用の前払いまたは償還、その他当該職務の執行について生ずる費用または債務を監査役の請求に基づき速やかに支弁する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは「コンプライアンス行動規範」において、社会の秩序や企業の健全な活動に悪影響を与える個人、団体に関わるなど社会良識に反する行為を行わない旨を定めている。
また、外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集、管理を行っている。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社の現状は、安定大株主の多い株主構成となっておりますので、対応策を具体化しておりません。今後、色々な事例を研究させていただき、必要あれば、より効率的な、株主の皆様に納得していただける対策を提案させていただく方針です。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の適時開示体制の概要については、次のとおりです。
1. 基本方針
当社は、金融商品取引法等の関係法令並びに東京証券取引所の定める適時開示規則を遵守し、投資判断に影響を及ぼす重要な会社情報について、正確、公平かつ明確な開示をすることで、全ての市場参加者の皆様との間で、高い信頼関係を構築、維持していくことを基本方針としております。

2. 適時開示に係る社内体制
当社の業務執行に係る全ての重要案件は、全常勤取締役、経営幹部をメンバーとして週一回開催される経営会議において、報告、審議、対策立案がなされたうえで、取締役会で、報告、審議、対策決定を行っております。情報開示責任者である取締役管理部所管は、開示を要する案件が発生した場合は、情報開示担当部門の管理部と、当該案件の担当役員および担当部門と共同で、正確かつ明快な開示案を作成して、経営会議さらには取締役会に諮ったうえで適正開示をすることとしております。

（提出日現在）

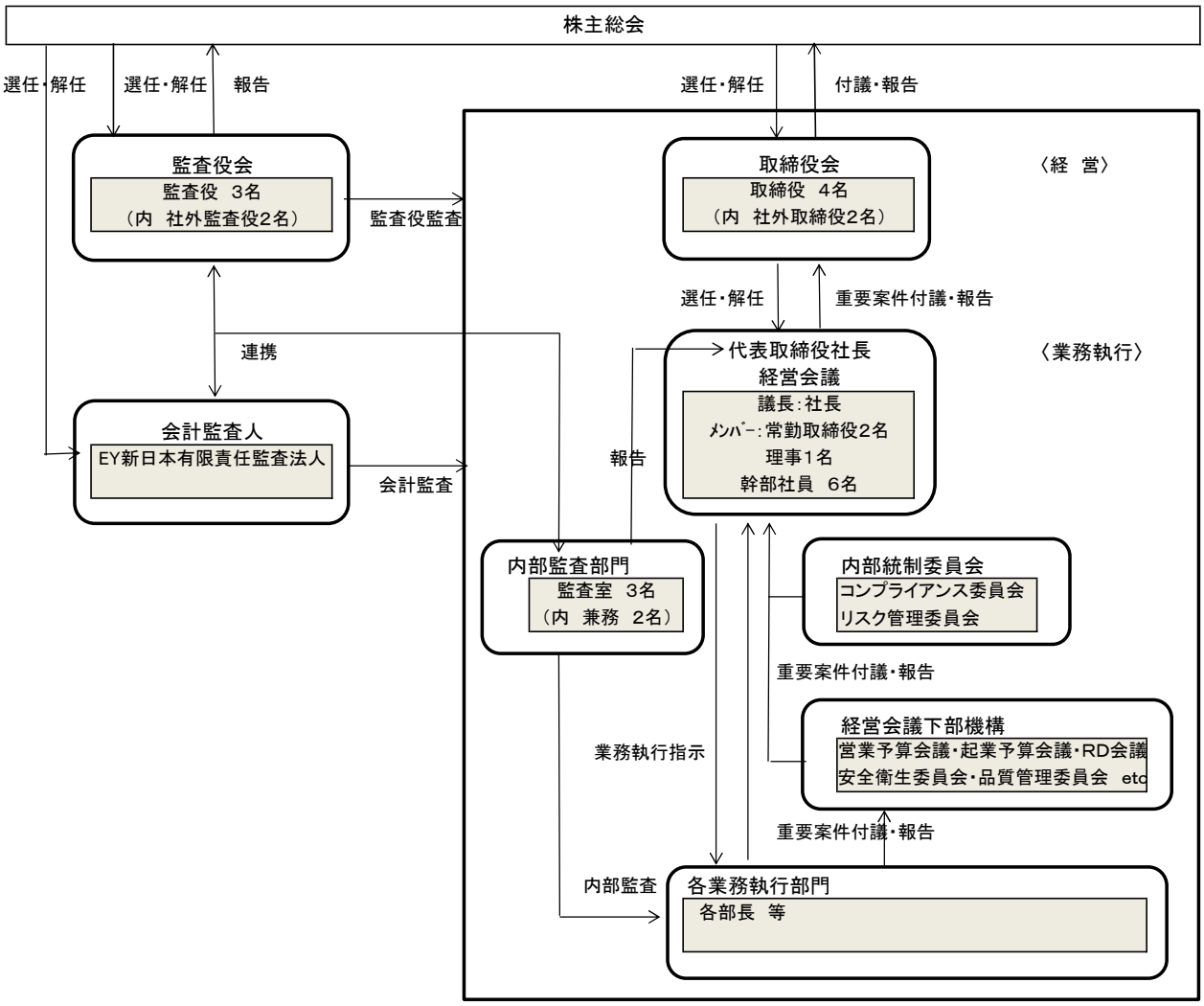
株主総会
選任・解任
選任・解任
報告
選任・解任
付議・報告
監査役会
監査役　3名
（内　社外監査役2名）
監査役監査
取締役会
取締役　4名
（内　社外取締役2名）
〈経　営〉
選任・解任
重要案件付議・報告
連携
代表取締役社長
経営会議
議長：社長
ﾒﾝﾊﾞｰ：常勤取締役2名
理事1名
幹部社員　6名
〈業務執行〉
会計監査人
EY新日本有限責任監査法人
会計監査
報告
内部監査部門
監査室　3名
（内　兼務　2名）
内部統制委員会
コンプライアンス委員会
リスク管理委員会
重要案件付議・報告
経営会議下部機構
営業予算会議・起業予算会議・RD会議
安全衛生委員会・品質管理委員会　etc
業務執行指示
重要案件付議・報告
内部監査
各業務執行部門
各部長　等

適時開示体制の概要(模式図)

